

歌志内市ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歌志内市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 文字や画像を表示し、広告主が指定するホームページへリンクする機能を有した枠をいう。
- (2) 広告主 第10条第1項の規定により、広告掲載を可とする決定の通知を受けた者をいう。
- (3) リンク 設定された位置情報を基に、表示されているページから他のページへ表示を切り替える機能をいう。

(広告の範囲)

第3条 市ホームページに掲載できる広告は、表示内容及びリンク先ページの内容等が市の品位を損なわないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 容量 10キロバイト以内
- (3) 形式 GIF形式又はテキスト形式

(広告の制限)

第5条 広告には、次の表現を用いてはならない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタンを表示させるなど、他ページへのリンク以外の操作と誤認するおそれのあるもの
- (2) 高速点滅及び高速振動など、閲覧者に不快感を持たせるもの
- (3) 警告表示又はエラー表示と誤認するおそれのあるもの
- (4) 市の情報と誤認するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の表現として不相当であると市長が判断するもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市長が指定した位置とし、広告枠数は、最大18枠とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有する者 1枠につき月額 1,000円
- (2) 前号に該当しない者 1枠につき月額 3,000円

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、月の初日（市ホームページ管理業務受託者の休日に当たるときはその翌日）から末日までの1か月単位で最長6か月とし、更新を妨げない。

(広告の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、歌志内市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を、広告掲載開始希望月の前々月末日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、受け付け締め切り後速やかに掲載の可否を決定し、歌志内市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 当該申込みを行った者の数が、掲載可能枠数を超える場合における前項の規定による広告掲載の可否は、次の優先順位により決定する。この場合において、同順位のもの複数あるときは掲載希望期間の長いものを優先し、更に掲載希望期間が同じときは抽選により決定する。

(1) 第1順位 公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、その他これらに類する公共性の高い者の広告

(2) 第2順位 市内に事業所等を有する者の広告

(3) 第3順位 その他の広告

3 市長は、当該申込みを行った者が歌志内市の市税等を滞納している場合は、広告の掲載を許可しない。

(広告の掲載順序)

第11条 広告の掲載順序は、市ホームページ広告掲載位置の上部から、前条第2項各号の順位に従い掲載する。この場合において、同順位のもの複数あるときは申込書受付日の早い順とし、さらにその日が同日であるときは抽選により決定する。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告主は、第4条に規定する規格により広告に表示するデータを作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載料の納入)

第13条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の還付)

第14条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理

由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 市の行政運営上支障があるとき
- (2) 広告主が、市の指定する期日までに、広告の表示データを提出しなかったとき。
- (3) 広告主が、市の指定する期日までに、掲載料を納付しなかったとき。
- (4) リンク先ページが事前の連絡無く閉鎖されたとき。
- (5) リンク先ページの変更などにより、第3条の規定に反すると市長が判断したとき。

(広告主の責任)

第16条 掲載された広告及びリンク先ページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

歌志内市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

歌志内市長 様

申込者 住所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

Ⓔ

電 話 番 号

担当者職・氏名

歌志内市ホームページ広告掲載要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、歌志内市ホームページ広告掲載要綱を遵守します。

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	か月間
リ ン ク 先 ページアドレス	http:// -----	
掲 載 内 容	別添資料のとおり	
同 意 欄	広告掲載の申込みに当たり、歌志内市の市税等に係る滞納の有無について、税務グループから私（当社）の情報を得ることに同意します。 年 月 日 住所（所在地） 名 称 代表者職・氏名	
市税等滞納の有無	有 ・ 無	確認者職氏名 税務グループ

Ⓔ

Ⓔ

注 欄には記入しないでください。

様式第2号(第10条関係)

歌志内市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

歌志内市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

掲載の可否	掲載する (年 月 日から 年 月 日まで) ・ 掲載しない
リンク先 ページアドレス	http://
掲載料	円
掲載しない場合 その理由	